

さんぽう

三方よし

第9号
1998/3

CONTENT

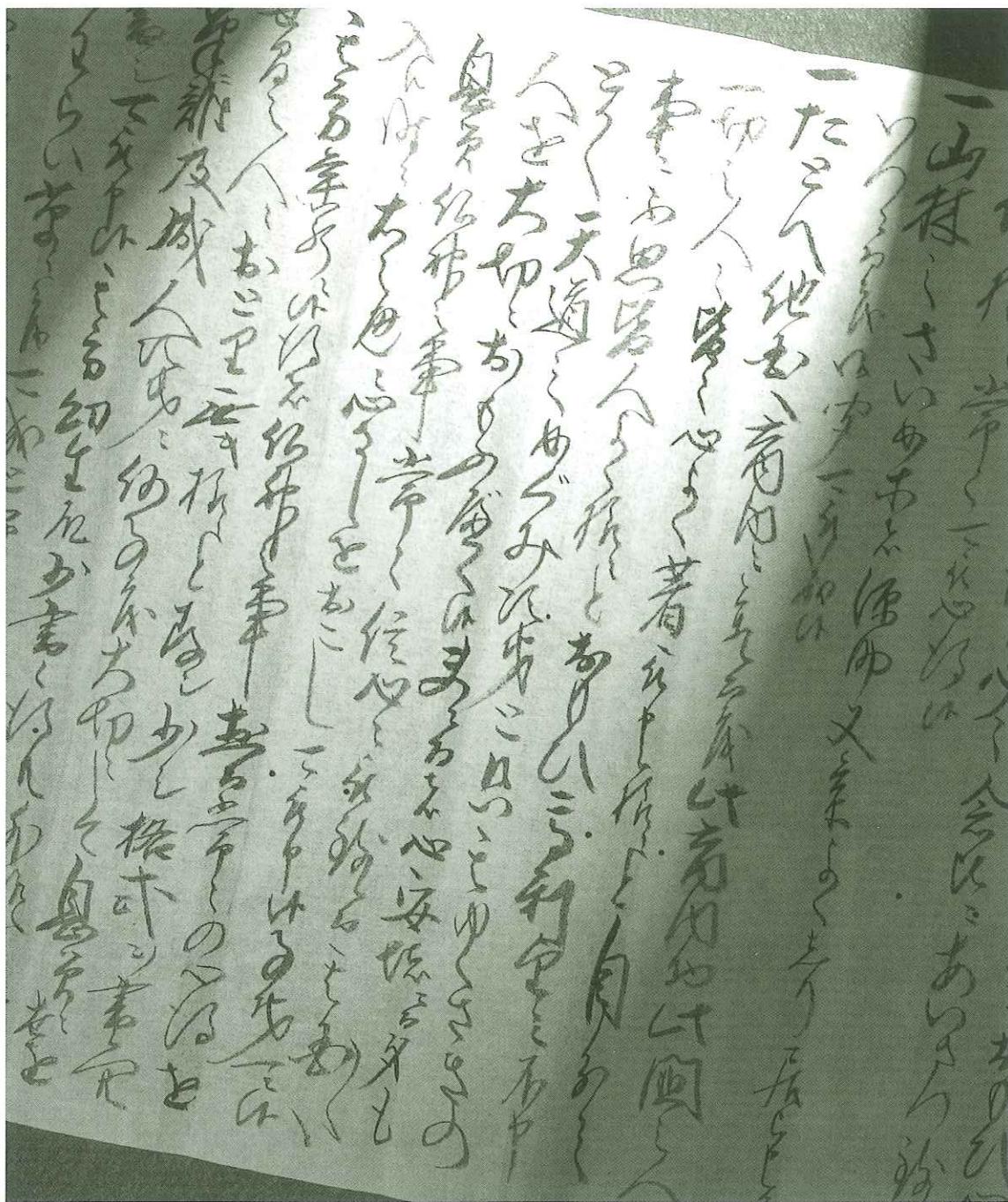
「三方よし」原典特集号

特集 「三方よし」の原典の発見

連載 近江商人の健康管理③ 2

金言名句⑨「大福帳」 11

催し案内／てんびん棒 12



見つかった「中村家文書」



葉を煎じたコンロと行平

医学や、薬がまだ一般的に普及していなかった時代には、それぞれの家庭にあって、その家々に伝わる家伝のと、いうより、先祖から伝えられ、又古老や、近所の物知りから教えられた色々な草根木皮や動物、昆虫（漢方薬）の用い方によつて、その時代の人々の病気や、怪我等の治療、それぞれの健康のための大切な知識があつた。

近江の文化財的用語ともいわれる「近江商人」達にあつては、健康である事が最大の商いであり、彼等先人達が、大変にして来た健康管理や、治療法として

医学や、薬がまだ一般的に普及していなかった時代には、それぞれの家庭にあって、その家々に伝わる家伝のと、いうより、先祖から伝えられ、又古老や、近所の物知りから教えられた色々な草根木皮や動物、昆虫（漢方薬）の用い方によつて、その時代の人々の病気や、怪我等の治療、それぞの健康のための大切な知識があつた。

現在、旧八幡の町の古い家や、特に商家の庭には、健康管理や、病をいやすために植えられてある植物を見ることが出来る。すこかり大きくなつた、太さ五十糀余りになるカリンの木、白南天、キンカン、ザクロ、山椒等の低木、オオバコ、ショウガ、百合、甘草等の草木が、さほど広くもない庭のあつちこつちに見られるのは、さすがに先人達が自分自身をふくめて如何に家族が、身寄りのものが健康であるようにとの心使いがしのばれる。そして薬草箆の中には、鹿の角、サイカク片、海人草、か

連載

近江商人の健康管理(3)

近

江

の

家

庭

薬

近江八幡市立資料館

館長 江 南

洋

きがら、ミミズ等々の動物や植物の乾燥した品々、言いかえれば、せんじ薬として草根木皮の漢方薬が用意されている。勿論、之等は今日でも大いに利用されているものであり、その一つひ

とつに健康であることの願いの歴史がしのばれる。

この様に資料が町家の中から発見することが出来るだけではなく、先祖からの言いつたえや、先人の教えるみにたよる事なく、より効果あらしめるための参考書や、漢方医の処方箋等が

目に入る。加えて、蘭引きといわれる蒸留水を作る器具や、薬を煎じるのに用いる行事、そして粉末にするための薬研等、製薬の道具までもがあり、面白いのは羊や豚の「ぼうこう」で作られた水のうが残されているのは驚きの一つである。やがて家庭薬から進歩し、前述の如き色々な製薬企業が現れ、色々な商品名をもつた薬品が市販され、幾つかの効用をもつ薬のセ

ットまで作られ。道中薬として利用されている。

実際に見事な薬入れとしての印籠を見ると、薬というものの高価さや効能が如何に評価され、貴重品扱いされたかがうかがえる。形、色、デザイン、うるしの技術とどれをとっても洗練さ

れた芸術品であり、最高傑作といえる品物である。之等を身につけていた人々の薬に、否、健康に対する思い入れは大きいと

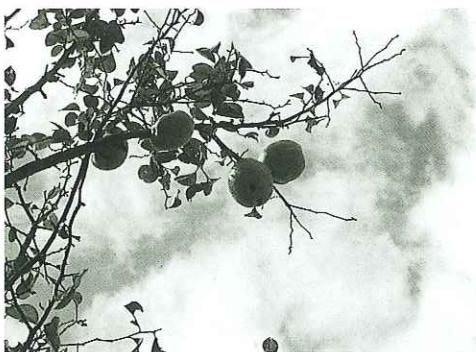
ものである。

（丁）

いうより、素晴らしい人生への執着ともいえるのではないだろうか。

如何に学問の進んだ今日の社会にあっても、生に対する関心は大きく、医学の薬学のめざましい進歩の中にも人間の願いはつまる事がない。

限りある人一人の人生を如何に悔いなくすごすことの有意義を、今一度ふりかえつて見たいものである。



ザクロ



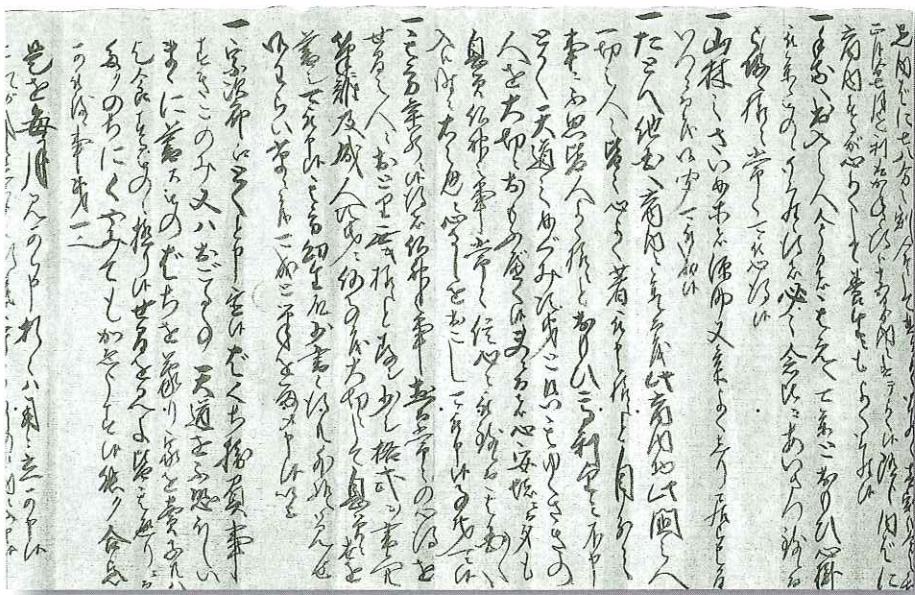
シロナントン

特

集

「三方よし」の原典見つかる。

近江商人の共通の理念である「三方よし」の原典は、永年研究者の間で、その所在の確認が待たれていましたが、AKINDO委員会の調査によつて、その原本が発見されました。原典には「三方よし」の文字は確認できませんが、この文書が原典であることが、確認された経緯について、本号では特別に末永教授に原典の解説をご寄稿いただきましたので、紹介いたします。



近江商人の経営理念

近江商人の経営理念
AKINDO
M10.8.3

「三方よし」原典発見

近江商人の経営理念「三」の子孫宅で発見したと発表

方よしの原典が見つかって、近江商人の経営理念が確立する。滋賀県と県内の経済人で構成するAKINDOは、江戸中期の五個庄の商人、中村治兵衛宗岸が一七五四年に記した遺言文書を、神戸市在住の子孫宅で発見した。遺言の内容は、岩手真士からなる。「たゞ元他國へ行

江戸中期の遺言書 神戸の子孫宅から



皆人は意様にと思ひなと
と「三方よし」の原型とな
る考え方が記されている。
末永国紀同志社大教授
(日本経済史)は「商人の
体験がじみ出た肉声を聞
くような表現だ。他国に根
付いて商売をする近江商人
の商道徳の精神が示されて
いる。国際化に直面する現
代の企業にも通用し、意義
深いものだ」と話している。

近江商人の経営理念▶



見つかった「書置」の一部

近江商人の経営理念「三」として紹介をあつた。その

方よしの原典が見つかって、後売り手手し、買ひ手よ

た。滋賀県と県内の経済人らで構成するAKINDOは、江戸中期の五個庄の商人、中村治兵衛宗岸が一七五四年に記した遺言文書を、神戸市在住の子孫宅で発見した。

遺言の内容は、岩手真士からなる。「たゞ元他國へ行

「三方よし」の原典見つかる 神戸

族の井上政共が「八九〇年
に著した列伝「近江商人」
で中村治兵衛家の「家訓」

として紹介をあつた。その
うにと自分の事と思はず、
皆人よき様にと思ひなと、
「三方よし」の原型となる

考え方が記されている。

末永国紀同志社大教授

(日本経済史)は「他国に

根付いて商売をする近江商

内物、この国人、一切の
人々、心よく着用され候よ

うにと自分の事と思はず、
皆人よき様にと思ひなと、
「三方よし」の原型となる

考え方が記されている。

宗岸の遺言状「書置」こそ「三方よし」の原典である

●近江商人郷土館長

末永國紀
(同志社大学経済学部教授)

調査の契機と史料の発見

近江商人の家訓類の精髄である近江国神崎郡石馬寺村(現、滋賀県五個荘町石馬寺)の麻布商中村治兵衛(法名、宗岸)が宝暦四年(1754)に制定したとされる「家訓」は、明治二三年刊の井上政共編述『近江商人』に記載されています。なかでも、その中の「一他国へ行商スルモノ總テ我事ノミト思ハズ其國一切ノ人ヲ大切ニシテ私利ヲ貪ルコト勿レ神佛ノコトハ常ニ忘レザル様致スベシ」という条項は、現代では近江商人の活動の普遍性を端的に語るものとして、取引は売買当事者双方のみならず、その取引自体が社会をも利する「三方よし」の精神を示しているという解釈がほどこされ、広く流布しています。

年来、私は中村治兵衛宗岸の現物を一見することを念願と制定したとされるこの「家訓」

してきました。前述の宗岸の家訓を紹介した井上の『近江商人』には、前段に「今其家訓と辞世歌の全文を得たれば左に之を掲ぐ」とあるからです。

史料の発見、検討と公表

昨夏、私は滋賀県内に設置されているAKINDO委員会に、子孫の方へ連絡をとるための住所の探索を依頼しました。自身、同委員会に設けられた二日に滋賀県でAKINDO委員会とともに共同記者会見によつて公表するとともに、より詳しく述べるために、発表する次第であります。この件に関するすでに作成済みの学術論文は、同志社大学の機関誌に掲載される予定です。

麻布商中村治兵衛家の系譜について

こういうわけで、「三方よし」のもとにになった中村治兵衛家の家訓の所在を調査することになりました。当主の二種あり、「書置」と「家訓」を遺したのは、中村家六

ことの始まりは、昨年の六月十二日でした。同志社大学の末永國紀教授の研究室をお訪ねした私は、先生から突然次のようなお話をありました。

「三方よし」のもとにになった中村治兵衛家の家訓の所在が実は分かっていないこと。「三方よし」のタイトルを付して紹介されたその家訓は小倉先生を含め、誰も見たことがないであろうこと。中村治兵衛家は現在商家としては途絶えており、末永の方がおられるのかどうかも分からること。ただ、その過程で明治の紳士録に当時の住所が掲載されているのを見つけたこと。

そして最後にこう言われました。「三方よし」は近江商人の活動的理念を表す代表的な言葉です。その言葉のもととなつた家訓の現物を誰も見たことがないといふのは大変残念なことです。何よりも「近江商人」を顕彰していくうえで大きな損失です。もし見つかれば逆に話題になります。調べてみませんか?」

「三方よし」の原典、近江商人中村治兵衛宗岸の「書置」と「家訓」

(五個荘石馬寺・中村治兵衛家家訓調査)

「三方よし」の原典を求めて

中村家の家系図を作成してみました。

中村家の当主には、中村家と

いうわけ、「三方よし」の所在を調査することになりました。当主の二種あり、「書置」と「家訓」を遺したのは、中村家六

年もとになつた中村治兵衛家の家訓の所在を調査することになりました。しかしながら手掛かりが明治た。しかしながら手掛かりが明治の治兵衛家の住所だけでしたから、調査はすぐに行き詰まってしまった。

先生の指導で、資料整理をすすめる一方、他の場所で可能性があるところを色々な方のご協力を得ながら調べました。しかしそのどちらが、期待を裏切るものばかりでした。既に資料が散逸していた

まいました。ただ、未確認ながら末永の方がおられるとの情報もあり、それだけを頼りに、原点に戻るつもりで五個荘町から調査をやり直すことになりました。その後は五個荘町の北川課長を始め、地元の方々等から予想以上の情報をいたしました。まるでパズルのピースを一つづつはめ込んでいくように、史料の整理を続行しました。

そして年初からの史料解説と検討の結果、そのなかに含まれていた「宗次郎幼主書置」こそ「三方よし」の原典であるとの結論を得ましたので、去る三月二日に滋賀県でAKINDO委員会とともに共同記者会見によつて公表するとともに、より詳しく述べるために、発表する次第であります。この件に関するすでに作成済みの学術論文は、同志社大学の機関誌に掲載される予定です。

それから一ヶ月後、いよいよその文書を見せていただけたことがあります。私は末永先生と末永の方がおられる神戸へと向かいました。文書類は小さな段ボール箱に入れられ、保存状態も大変良いものでした。しかし、残念ながらその中には私たちの探している「治兵衛家の家訓」は見つかりませんでした。「書置」と表書きされた文書はあったのですが、それは私達が探している神崎郡史稿等にも登場する「家訓」とは大分違うものでした。

代目であつて中村治兵衛家四代目の宗岸です。

次に中村家の家業については以下のように伝えられています。

明治二三年（一八九〇）の「中村治兵衛累代記事 近江麻布の濫觴并に江州持下商の起因」によれば、この地方の麻布生産の始まりは、年貢負担を軽減するため、中村治兵衛家の初代となる源右衛門が近国産の麻苧を仕入れ、それを村人に配布して冬期の農間副業として紺糸や麻布の製織に従事させたことにあ

る。次いで、二代目治兵衛（法多門法印）が、江州持ち下り商人の起りこりで信濃へ持ち下り行商を開始途に就くことを数年続け、やがて他国産の綿や木綿をも東北地方に行商するようになつたことが、江州持ち下り商人の起りこりであると述べています。やがて安永天明の頃には、この地方から東西に行商する者が輩出し、近江麻布は著名な国産品となつた。明治二三年当時、中村家の当主は一二代目であり、一族そ

名、宗岸）も同じく年貢の負担を軽くするため、元禄宝永の頃、

麻布の他国行商を決意し、單身で信濃へ持ち下り行商を開始し、信州上州の麻を入れて帰

て他国産の綿や木綿をも東北地方に行商するようになつたこと

が、江州持ち下り商人の起りこりであると述べています。やがて安永天明の頃には、この地方から東西に行商する者が輩出し、近江麻布は著名な国産品となつた。明治二三年当時、中村家の当主は一二代目であり、一族そ

ろつて精励し、麻布商人としての家業は二百有余年に及んでなお盛大であると結んでいます。

その後、同家が突然倒産するのは明治三四年頃のことです。

以上のように、初代治兵衛は副業を指導する立場にあり、二代目治兵衛が四代目へ宝暦四年（一七五四）に譲り渡した石高は四八石二斗三升六合に上り、天明三年（一七八三）には石馬寺村の庄屋を務め、文化三年（一八〇六）苗字帯刀御免となつてゐるので、同家は初代の当時から上層農民であつたと考へてよいでしょう。

それから数ヶ月が経ち、年も明けた2月の中旬、先生から、「今度学内の研究会で件の『書置』について所見を発表します」とお話をあり、私は「そうか自分のやつた

り、廃棄されてしまつたりで、

の家業は二百有余年に及んでなお盛大であると結んでいます。

しかし、未永先生も「川崎さん、こんなに探しても出てこないと言うことは、ないと言つてですよ。調査は、ないと言つてですね。」とすつかり諦められたような口ぶりでした。私が「後何件か可能性があるところが・・・」と、それとなくお話ししても、「もういいでしょ」と笑いながらいわれるばかりでした。今から思えば、そのときには先生のお考えはほぼ固まつておられたのだと思ひますが、何も知らない私にとっては「ここまで残るものでした。

それから数ヶ月が経ち、年も明けた2月の中旬、先生から、「今度学内の研究会で件の『書置』について所見を発表します」とお話をあり、私は「そうか自分のやつた

ことも、少しは役に立つたんだ」と自分の働きが報われたことを喜ぶとともに、未永先生のお心遣いに大変感謝しました。

それから数週間後、未永先生から一枚のFAXで、私も全く予想しない方向に情況が一変して

いたことを知りました。良く知ら

れています。「家訓」はこの「書置」をもとに他人によつて作られたもので、先生によると「書置」こそが中村治兵衛家の「家訓」であるといふのです。思いがけないどん

でん返しに、私は心残り無くこの

調査を終えることができました。

中村家初代

中村刑部
多門法印

行無法橋
(没年不明)

二代

角内(永徳)
中村刑部

後、角左衛門、刑部息
(寛文12・3・15)年齢不明

三代

角内(永徳)

後、角左衛門、刑部息
(寛文12・3・15)年齢不明

四代

傳右衛門(道仙)

角左衛門息
(享保5・6・7)82才没

五代

源右衛門(宗無)

先代息
(享保21・1・8)76才没

六代

治兵衛(宗岸)

宗岸先代の異母弟
(宝暦7・4・25)73才没

七代

治兵衛(宗壽)

先代息
(延享4・9・26)34才没

八代

治兵衛(宗哲)

先代の娘婿
(文政6・1・8)84才没

九代

治兵衛(宗仙)

先代息
(天保12・7・14)70才没

十代

治兵衛(宗器)

先代息
(明治2・10・21)63才没

宗岸の書置

家訓を制定したといわれる中村治兵衛（宗岸）は、中村家の六代目、中村治兵衛家としては、二代目の当主です。この宗岸は、異母兄の養嗣子となり、妻を神

崎郡南町屋村片山半兵衛家から迎えました。嫡男の三代目治兵衛（法名、宗壽）を得ましたが、宗壽は延享四年（一七四七）九月二六日に三四歳で没したの

で、その遺児である娘（法名、妙壽）に南町屋村片山半兵衛家から養子宗次郎を迎えて四代目

治兵衛を嗣がせたのです。

妻と息子に先立たれた宗岸

が、初めて宗次郎へ書置を認め

たのは、宝暦四年（一七五四）十

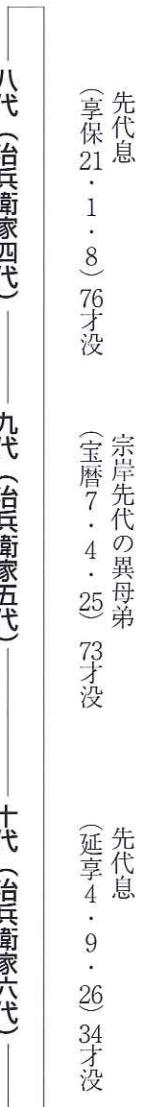
月のことでした。この年、宗

次郎はまだ一五歳の若者でした。

原文は以下に掲げるよう、主

文一ヵ条と追書一ヵ条の全

文二四ヵ条からなっています。



A K I N D O 委員会 川崎哲史

平成10年3月30日

三 方 よ し

宗 次 郎 幼 主 書 置

一 手前先祖者田作を精出シ年々少々宛茂延候得者田地買置、代々人に無心を言ひか年などかり申事、親代より不仕候、此末々尔茂とかくに外々か年かり商内廣ク致し候事、皆御無用ニ可被成候得もうけ不申候ハ、有合ニ小用ニ致シ可被申候、か年之日相出シ候ては、もはや何用之商内ニ而も日相二者あい不申候、必々商内廣クして銀二徒かへ申事御無用ニ候、先祖被致候やうに諸事其心得第一ニ候、年若ニ御座候故、為念申置候、此儀常々油断被成間敷候

一 成人被致候而志んだい身持第一ニして人より内ばに心持手をもち我より者人者かしこく候と常々心におもひ、仏神之冥加ニ叶ひ志んだい茂よく成り候ほど、身人なみよりおごり不申暮シ候得而、いつも気安樂ニ而世をわたり申候、縦人者いケ様ニ申て茂、手前さへ心内ばに致シて居申候得ハ、おの寿から天道のめぐみに叶ひ世わたりらくになり申候

一 我より年かさの御人何事ニ而茂一切之事御申被成候ハ、先一度ハよくと悪敷と聞て、其よく方ニ可被致事、第一ニ候

一 親はやく居不被申候得者、親のかく式を見す、人者たゞ気ま、ニて者若他人の目に餘り候事もこれ有候而者人口に掛けたがり申候間、常々たしなみ心得可被申候、葵親子之内壱人居申候得者、常々の心得を可申候得共、其方幼生之人大切のあまりニ申置候、御気さハられ被申間敷候

一 家の持やう者、家せばく候共修ふく致シよく様ニして、扱又商内者手前之加年有ほど、皆仕込ニ而者相場高下之時ニ指つまり申候、常々手前之有加年を六七分ハ商内本ニ入テ三四分ほどハ、いつニ而茂加年杯ニ置、前方ニ商内するがよく御座候、別而極月ニハ銀餘し置候而年越仕候得者、心も身も安ク又正月十五日内外々布野須出シ勘定してこれも晒賃銀ニ應して先内ばに七八分之割合々して遣テよく御座候、毫割式分之利正月より七月迄利取加年候得ハ、十五日より内々遣テよく候、随分内ばに商内するが心よくして養生ニもよく御座候

一 手前へ出入之人、今日者其元へ可參とおもひ心掛け被参候ものニ御座候得者、必々念比ニあいさつ致候而被帰候様ニ常々可被心得候

一 山林之さいめ等者源助又兵衛よく志り居被申候間、つニ而茂御聞可被成候

一 たどへ他国へ商内ニ参候而茂、此商内物此國之人一切人々皆々心よく着被申候様ニと、自分之事ニ不思、皆人よく様ニとおもひ高利望ミ不申、とかく天道之めぐみ次第と、只其ゆくときの人を大切ニおもふべく候、夫ニ而者心安堵ニ而身も息災、仏神之事常々信心ニ被致候而、其國々へ入ル時ニ、右之通ニ心さしをおこ

し可被申候事、第一ニ候

一 其方年若ニ候得者、仏神之事惣而常々の心得を世間之人ニおどり無キ様ニと存シ、少シ格式ヲ書候へ共筆ニ難及、成人次第二何事茂大切ニして、息災ニ世を暮シ可被申候、其方幼生故少書候得共、外様へ御見せ御わらい草ニ茂可成と筆を留メ申候、以上

一 宗次郎江とくと申置候、ばくち勝負事すきこのみ又ハおごる事、天道を不恐ほしま、に暮スもの、ばちを蒙り家を売、子共ハ乞食するものニ極リ候、世間を身よ、皆其通りニ而多くのちにくやみても、かゑらす候、能ク合点可被致事第一也是を毎月見可被申、折々ハ用ニ立可申候これが用ニ立不申候得者、気ま、もの、内ニ入申候

一 但 氏神様仏神の朝ハ、ちよづ場ニ而加を洗ひ申時わすれすと拝み、又夕ハ神前仏前ニ而おかみとくニ三宝諸天冥がをおもひ、但私シあしき心のいで不申候様ニと、おがむ事わすれ被申間敷候めぐみに叶ひ候得者そく才ニ御座候、志かれれば大切な事わすれてハ成不申候、目出度候、以上

一 宗次郎世間之拝合成り候迄ハ、兵左衛門新七新六源助ニ志たがい、言被申候事共よく聞被申候而、すいぶんすなをになら、覺へ可被申候、商内をたのミニ入候、宗次郎もすいぶんすなをに頼入候、珍重々以上

宝曆四年
戌十一月日

中村宗次郎殿

追 書 宗 次 郎

宗岸花押

一 身のもちやうまへニ言置候通御心得可被成候
一 ばくち打志やうぶ事するに付キテハ志ん志やう皆持くすすも前

一 世の業とは言ひながらミナ己がいたずらおうちやくより出候
一 身心心形之虫は己力身にわき、其身をくろうて命はてる人間も三宝諸天仏神信心をわすれ候へハ、其通いつともなく気ま、になり、己が身で働くおもへば冥がにつき身ありて志ん志やうゑもたらす、びんぼうするは志しん心形虫なり、心一つにて志んだいはよく成ル物ニ御座候、我ガ子ニ渡すまでわすか三十年が一生也、一切を大事ニして我子へ無事堅固ニして可被渡候、わすかの内の手

代ばんどうすると思ひ、大切ニ可被致者也

一

先第一信心にして慈悲を思ひ、常々心よく可被成候、此心を用

ひ不被成候得は、大キなるちがいに御座候、つね々わすれ被成間

數候貴殿年若ニ御座候故、大切のあまり候、但何事も志案よくな

され、無事堅ニと取計候ての御事ニ御座候

一 前ニも申置候得共又々申置候、おどわ若御座候ゆへ、冬春夏秋

ともニおいへニ入テ居弥ぶり家内召つかいのもの共、此家のため

おもふもの無御座候得ハ、めん々身分の事やら男女のぎやうぎあ

しく物事ぬけかちに相成候、中々夕方の志より無御座候、ぜひ々

源助おさん少々内ニ御座候間、弥々被参候而一所に居られ家かた

め、あと御立被成可申候、私シケ様ニ諸立申事念ヲ入申候ハ、先

祖之仏達江何之忠孝も得不致候ゆへ、せめてハ年季事も冥加のた

めにと御頼ミ置申候、とかく今生ハゆめの内、何連茂様以御憐愍、

宗次郎相続致し申やうに御たのミ上申候

一年季田地請出申候時ニ、其高其年之十月ニ庄やニ而證文之通
高ヲ先様へもとし可被申候、風字失念有之候へハ、永代之なんざ
ニ成り申候ゆへ、又々為念申置候

一 源助内儀おさんニ木綿三足子共之着用ニ被致候様ニと御申被成
下候而被遣可被下候

一 又兵衛久く家のためおもふ者ニ御座候間、此末々此家ヲ見立申
候様ニ御申被下、山林さいめ等折々相改メくれ申候様ニ御申被成
下候而、此度御藏米これを被ス此内引

相続とらし申候間、被遣可被下候

一 金子武兩也、石馬寺様へ祠堂ニ御上ヶ可被下候

一 金子武兩川並村乾徳寺様へ祠堂ニ御上ヶ被成可被下候

一 金子五兩川並村兵左衛門殿へ進シ申候、被遣可被下候

一 金子拾兩手前之源助へとらし申候、被遣可被下候
右私シ相果申候七日之内ニ被遣可被下候 以上

宝曆四年

戌十一月日

宗次郎殿

宗岸花押

次に、この「書置」に、読みやすいように適宜に送り仮名や濁点を付けた、読み下し文を掲げることにします。振り仮名を付けてあるもののなかで、(一)のあるものは筆者が念のために付けたものです。

宗次郎幼主書置読み下し文

一 手前先祖は、田作を精出し、年々少々宛も

延候え巴田地買ひ置き、代々人に無心を云ひ、

金など借り申す事、親代より仕らず候、此の

末々にもとかくに外より金かり、商内広く致

し候こと、皆御無用に成らるべく候、得もう

け申さず候は、有り合わせにて小用に致し申

さるべく候、金の日相出し候ては、もはや何

用の商内にても日相にはあい申さず候、必々

商内広くして銀につかへ申す事御無用に候、

先祖致され候やうに、諸事その心得第一に候、

年若に御座候故、念の為申し置き候、此儀

常々油断成られ間敷候

一 成人致され候てしんだい身持第一にして、
人より内ばに心持ちをもち、我よりは人はか

しこく候と常々心におもひ、仏神の冥加に叶

ひ、しんだいもよく成り候ほと、身人なみよ

りおごり申さず暮し候え、いつも気安楽に

て世をわたり申し候、縦え人はいか様に申て

も、手前さへ心内ばに致して居り申し候え、
おのづから天道のめぐみに叶ひ、世わたりら

くになり申し候

一 我より年かさの御人、何事にても一切の事

御申し成られ候は、先一度はよくと悪敷と

聞て、そのよく方に致さるべき事、第一に候

一 親はやく居申されず候え、親のかく式を見

えず、人はたゞ気ま、にては、若し他人の目

に余り候事もこれ有り候ては、人口に掛けた

がり申し候間、常々たしなみ心得申さるべく

候、我ら親子の内壱人居り申し候え、常々

の心得を申べく候え共、その方幼生の人大切
のあまりに申し置き候、御気さはられ申され
間敷候

一 家の持やうは、家せばく候共修ふく致し、
よく様にして、扱又商内は手前のかね有ほど、
皆仕込にては相場高下の時に指つまり申し候、
常々手前の有かねを六七分は商内本に入て三
四分ほどは、いつにてもかね杯に置き、前方
に商内するがよく御座候、別て極月には銀余
し置き候て年越し仕り候え、心も身も安く
又正月十五日より内々布野須出し勘定してこ
れも晒賃銀に応して先内ばに七八分の割合に
して遣てよく御座候、壹割貳分の利正月より
七月迄利取かね候え、十五日より内々遣て
よく候、随分内ばに商内するが、心よくして
養生にもよく御座候

一 手前へ出入の人、今日はそこ元へ参るべく
とおもひ心掛け参られ候ものに御座候え、
必々念比(ねんご)にあいさつ致候て帰られ候様に常々
心得らるべく候

一 山林のさいめ等は源助又兵衛よくしり居申
され候間いつにても御聞成らるべく候

一 たとへ他国へ商内に参候ても、この商内物
この国人一切の人々皆々心よく着申され候

様にと、自分の事に思わず、皆人よく様にと
おもひ、高利望み申さず、とかく天道のめぐ

み次第と、只そのゆくさきの人を大切におも

ふべく候、それにては心安堵にて、身も息災、

仏神の事常々信心に致され候て、その國々へ

入る時に、右の通に心さしをおこし申さるべ

く候事、第一に候

一 その方、年若に候えば、仏神の事惣て常々の心得を世間の人におとり無き様にと存じ、少し格式を書き候へ共筆に及び難く、成人次第に何事も大切にして、息災に世を暮し申さるべく候、その方幼生故、少し書き候え共、外様へ御見せ御わらい草にも成べくと筆を留め申し候、以上

一 宗次郎えとくと申し置き候、ばくち勝負事すきこのみ又はおごる事、天道を恐れずほしいま、に暮すもの、ばちを蒙り家を売り、子供は乞食するものに極り候、世間を見よ、皆その通りにて多くのちにくやみても、かゑらず候、能く合点致さるべき事、第一也

是を毎月見申さるべく、折々は用に立ち申すべく候これが用に立ち申さず候えば、気ま、もの、内に入り申し候

但 氏神様仏神の朝は、ちょづ場にてかを洗ひ申す時わすれずと拝み、又夕は神前仏前にておがみとかく三宝諸天冥がをおもひ、但私はあしき心のいで申さず候様にと、おがむ事わすれ申され間敷候めぐみに叶ひ候えば、そく才に御座候、しかれば大切な事わされては成り申さず候、目出度候、以上

一 宗次郎世間の埒合成り候はゞ、兵左衛門、新七、新六、源助にしたがい、言申され候事共よく聞申され候て、ずいぶんすなをにならない覚へ申さるべく候、商内をたのみ入り候、宗次郎もずいぶんすなをに頼み入り候、珍重々以上

宝暦四年 戊十一月日

中村宗次郎殿

宗岸花押

追書宗次郎読み下し文

一 身のもちやう、まへニ言置き候通り、御心得成らるべく候

一 ばくち打、しやうぶ事するに付きてはしんしゃう皆持くずすも前世の業とは言ひながらみな己がいたずらおうちやくより出候

一 身心心形の虫は己が身にわき、其身をくろうて命はてる人間も、三宝諸天仏神信心をわすれ候へば、その通りいつともなく氣ま、になり、己が身て働くもへば冥がにつき身ありてしんしやう名もたず、びんぼうするはしん心形虫なり、心一つにてしんだいはよく成る物に御座候、我が子に渡すまでわづか三十年が一生也、一切を大事にして我子へ無事堅固にして渡さるべく候、わずかの内の手代ばんとうすると思ひ、大切に致さるべき者也

一 先第一信心にして慈悲を思ひ、常々心よく成らるべく候、この心を用ひ成られず候えば、大きななるちがいに御座候、つね々わすれ成られ間敷候貴殿年若に御座候故、大切のあまり候、但何事も志案よくなされ、無事堅固にと取計候ての御事に御座候

一 前にも申し置き候得共、又々申し置き候、おとわ若く御座候ゆへ、冬春夏秋ともにおいへ入て居ねぶり家内召つかいのもの共、此家のためおもふもの御座なく候えば、めん々身分の事やら男女のぎやうぎあしく、物事ぬけかちに相成り候、中々夕方のしまり御座無く候ぜひ々源助おさん少々内ニ御座候間、弥々参られ候て一所に居られ家かため、あと御立成られ申すべく候、私しか様に諸立申す事、念ヲ入れ申し候は、先祖の仏達え何の忠孝も得致さず候ゆへ、せめては年季事も冥加のため

宝暦四年 戊十一月日

宗次郎殿

宗岸花押

にと御頼み置き申し候、とかく今生はゆめの内、何連様も御憐愍を以て、宗次郎相続致し申やうに御たのみ上げ申し候

一 年季田地請出し申され候時に、その高^(たか)その年の十月に庄やにて證文の通り高を先様へもどし申さるべく候、風と失念これ有り候へば、永代のなんざに成り申す候ゆへ、又々念の為申し置き候

一 源助内儀おさんに木綿三疋子供の着用に致され候様にと御申し成し下され候て、遣され山林さいめ等折々相改められ申し候様に御申し成し下され候て、此度御蔵米これを被ス此内引

一 相続とらし申し候間、遣され下さるべく候

一 金子弐両、石馬寺様へ祠堂に御上げ下さるべく候

一 金子弐両、川並村乾徳寺様へ祠堂に御上げ成られ下さるべく候

一 金子五両、左野村善福寺様へ同断御上け下さるべく候

一 金子五両、川並村兵左衛門殿へ進し申し候、遣され下さるべく候

一 金子拾両、手前の源助へとらし申し候、遣され下さるべく候

右、私し相果て申し候七日の内に、遣され下さるべく候 以上

宝暦四年 戊十一月日

家訓の考証

三方よし

先ず、養子の幼主である宗次郎へ宛てた書置というかたちで示された、宗岸の遺言の内容は以下のようになります。

最初の一「力条からなる『宗次郎幼主書置』」は次の通りです。

これまで我が家は農業に精を出し、少し蓄えが出来ると田地を買い増し堅実に暮らしてきたので、今後も借金をしてまで商いを手広くしようとする事は無用である。成人した後も生活は奢りを禁じ、内輪に暮らすことが天道に叶い、世渡りも楽になるものである。自分よりも年上の人者の言うことは、一応は聞き置き、後で善惡を判断して良いと思う方を採用すること。親を早く亡くした者は、親を手本に出来ないので、他人に笑われないよう常に心掛けることが大切である。商いは手持ち資金の六七分で行い、三四分は現金などで所持しておくようにして、内輪に営業すれば養生にも良い。出入りの人々へは丁寧に挨拶すること。山林の境界は源助や又兵衛がよく承知している。他国へ行商へ赴くときは、必ず第一に考え、自分のことばかり計算

して高利を望むようなことをしてはならない。宗次郎はまだ若年であるので、神仏への信仰心が世間の人より劣ることがないよう、成人してからも神仏を大切にして息災に暮らすこと。

博奕、勝負事、好き嫌い、奢りは天道に背き、家の没落となることは世間に沢山の前例があることであり、これらの悪心が生じないように毎朝神仏に拝むことを忘れてはならない。世間に一人前と認められるまでは、一人門の人々の云うことを見聞き入れる素直さが大切である。

また追って書きの「追書宗次郎」一三力条についても以下のようになります。身持ちにくく亡くした者は、親を手本に出来ないので、他人に笑われないよう常に心掛けることが大切である。商いは手持ち資金の六七分で行い、三四分は現金などを所持しておくようにして、内輪に営業すれば養生にも良い。出入りの人々へは丁寧に挨拶すること。山林の境界は源助や又兵衛がよく承知している。他国へ行商へ赴くときは、必ず第一に考え、自分のことばかり計算

たいこと。質に取つていた田地が請け出されたときは、その旨を庄屋へ届け、その分の年貢負担免除の手続きを忘れてはならない。宗次郎はまだ若年であるので、神仏への信仰心が世間の人より劣ることがないよう、成人してからも神仏を大切にして息災に暮らすこと。

博奕、勝負事、好き嫌い、奢りは天道に背き、家の没落となることは世間に沢山の前例があることであり、これらの悪心が生じないように毎朝神仏に拝むことを忘れてはならない。世間に一人前と認められるまでは、一人門の人々の云うことを見聞き入れる素直さが大切である。

二両宛を石馬寺、乾徳寺、善福寺へ祠堂金としてそれぞれ上納すること。三代治兵衛家の第二養子として分家を興した中村武右衛門の実家である川並村の河井兵左衛門へは、金五両を進呈すること。源助へは金十両を遣わしてもらいたい。これらの米錢は自分の没後七日以内に実行するよう。

一方、明治三年（一八九〇）刊行の井上政共編述『近江商人』は、「農隙には商業に従事して遺業芳し、終に家訓を録して辞世の歌を詠ず」という前文を付して中村治兵衛の項を立て、主として宗岸の事歴を探り上げています。そのなかで宗岸の家訓

については、制定の事情を次の（）は筆者が付けた読み仮名が述べています。

（）は筆者が付けた読み仮名

です。

家訓

「宗次郎幼主書置」の内容は、一般的にどの商家にもあってはまるような部分と、固有の家庭の事情にもとづく部分が混じり合っています。

一方、明治三年（一八九〇）刊行の井上政共編述『近江商人』は、「農隙には商業に従事して遺業芳し、終に家訓を録して辞世の歌を詠ず」という前文を付して中村治兵衛の項を立て、主として宗岸の事歴を探り上げています。そのなかで宗岸の家訓

一 先祖ヨリ田地ヲ買置キ少々ツ、貯金シテ人ニ金ヲ借りシコトナシ今後モ金ヲ借りテ商業ヲ拡フセントスルコト有ルベカラズ

一 富有ニ至ルトモ益々謙退シテ人ハ我ヨリ賢キ者ト思フベシ恭儉ニシテ騎ラサレバ自ラ天ノ佑ヲ得ルモノナリ

一 我ヨリ年長ノ人ノ言フコトハ一度ハ能ク聞テ後ニ其善惡ヲ考へ善ノ方ニ從フベシ

一 早ク親ニ離ル、者ハ親ノ格式ヲ見ズ或ハ放恣ニ流テ人ニ嗤笑セラルヲ常トス故ニ常ニ謹シムベシ

一 家ハ狭クトモ修覆シテ置クベシ又商業ハ物価ノ高下モアレバ資金ノ六七分ヲ以テスベシ三四分ハ常ニ家ニ存シ置キテ扣目ニスル時ハ身モ心モ安カルベシ

一 我家へ出入スル人ハ必ず懲懃ニ待遇スベシ

一 他國へ行商スルモ總テ我事ノミト思ハズ其國一切ノ人ヲ大切ニ

シテ私利ヲ貪ルコト勿レ神仏ノコトハ常ニ忘レザル様致スベシ
 一 博奕勝負驕奢ノコトヲ警シムベシ
 一 貧モ富モ我一心ニアリ悪心起ラバ家ヲ保ツコト能ハズ家ヲ我子
 二譲ルマテハ僅ニ三十年ナリ其間ハ謹テ奉公ノ身ト思フベシ
 一 信心慈悲ヲ忘レズ心ヲ常ニ快クスベシ
 一 家族ハ一同和合ヲ旨トシテ上下共ニ過眠スベカラズ不和合ハ身代ヲ破ルノ本ニシテ過眠ハ身體ヲ傷フノ始ナリ
 一 常ニ粗略ノ言語ヲ發スベカラズ粗略ノ言語ハ禍ヲ招クノ基ナリ
 宝曆四年十一月

辞世歌

まほろしの名はかり残る世の中に
 何と思ふはかななりけり
 今はた、心の底のひらけなは
 いつくの空にちる雲もなし
 とやかくもた、まほろしの世の中に
 まこと盡せは菩提なりけり
 何事も今なすことと思ハすに
 心すませは一世の安樂

井上のこの「二カ条の宗岸「家訓」」は、「宗次郎幼主書置」に盛り込まれていた中村治兵衛家固有の家庭事情にもとづいた部分は捨象され、一般的な内容に関わる事柄が抜き出され、非常に簡潔な表現に改められていることが大きな特徴です。

たとえば、近江商人の理念をもつとも的確に述べたとされる、井上の「家訓」の七番目条文の「一他国へ行商スルモ總テ我事ノミト思ハズ其國一切ノ人ヲ大切ニシテ私利ヲ貪ルコト勿レ神仏ノコトハ常ニ忘レザル様致スベシ」という条文を、「宗次郎幼主書置」の八番目の条文・その読み下し文・要約と比較してみましょう。

中村治兵衛宗岸「宗次郎幼主書置」

一 たとへ他国へ商内ニ參候而茂、此商内物此国之人一切え人々皆々心よく着被申候様ニと、自分之事ニ不思、皆人よく様ニとおもひ高利望ミ不申、とかく天道之めぐみ次第と、只其ゆくさきの人を大切ニおもふべく候、夫ニ而者心安堵ニ而身も息災、仏神え事常々信心ニ被致候而、其國々へ入る時ニ、右之通ニ心さしをおこし可被申候事、第一ニ候

読み下し文

一 たとへ他国へ商内に参り候ても、この商内物、この国人一切の人々、心よく着申され候ようにと、自分の事に思わず、皆人よき様にと思い、高利望み申さずとかく天道のめぐみ次第と、ただその行く先の人を大切におもふべく候、それにては心安堵にて、身も息災、仏神の事、常々信心に致され候て、その國々へ入る時に、右の通りに心ざしをおこし申さるべく候事、第一に候

要約

たとえ他国へ行商に出かけても、自分の持ち下った衣類等をその国のすべての顧客が気持ちよく着用できる様にこころがけ、自分のことよりも先づお客様のためを思つて計らい、一舉に高利を望まず、何事も天道の恵み次第であると謙虚に身を処しあつた。ひたすら持ち下り先の地方の人々のことを大切に思つて商売をしなければならない。そうすれば、天道にかない、身心どちらであるといえるでしょう。

これに对比すると、井上が掲示した宗岸「家訓」は、他国行商の条文を含めて、一般的な商いの心得を簡潔に表現していることが大きな特徴です。と同時に、「家訓」は宗岸自身の作成と見なすことの出来ない要素を多分に含んでいることにも気づかれます。以下に、その根拠を列挙してみましょう。

先ず用語の使い方です。井上の場合は、すべての条文の末尾が「ベシ」「ナリ」「ベカラズ」となっています。大部分が「候」を文末とする「書置」と比較するまでもなく、これは江戸時代の用法ではなく、明治の用法とみなされます。また、井上の家訓の用語には「貯金」「商業」「謙退」「恭儉」「放恣」「嗤笑」等の漢語的用語が多く使われ、時代としては江戸よりも明治、

井上の条文と同様に、商いの常道としての持ち下り行商の心得を説いた「書置」のこの条文は、宗岸自身の体験が滲み出ています。他の「書

「三方よし」はわかりやすい標語化

井上の条文と同様に、商いの常道としての持ち下り行商の心得を説いた「書置」のこの条文は、宗岸自身の体験が滲み出ています。他の「書

いて、仏書に親しみ信仰心厚かつたといわれる宗岸の、あたかも肉声を聴くような商人らしい表現になっています。他の「書

置」も含めて、総体に宗岸の書置が、借入金による拡大経営と生活の奢りを戒め、商いも身持ちも控えめにすることをくどいほど繰り返し述べ、きわめて守勢の色彩が濃いのは、家と家業の存続への強い決意を一五歳の幼い養嗣子に教え諭さなければならぬ七〇歳に達した宗岸の、家庭事情を背景にしているからであるといえるでしょう。

商人よりも士族的用法の傾向が強く見られます。なかでも、「資金」は江戸時代の用語には見られない用語であり、明治の文献に初めて登場します。また宗岸の「書置」の文末の年月日には、江戸時代のこの種の文書に共通に見られる十二支が付されていきますが、井上の「家訓」には十二支が付されていません。

辞世の歌を「まつごのうた」と表現して、ひたすら解脱の境地を詠んでいる点には、いかにも信心深い商人宗岸らしい物言いを窺うことができます。

「こうしたことを踏まえて考えると、宗岸自身は遺言のかたちをとつて「書置」と記し、「家訓」とは表現していないこと、「宗次郎幼主書置」条文と井上の「家訓」の条文がほとんど内容的に類似していることからみて、井上が宗岸の「家訓」として掲げたものは、江戸時代には存在しなかつたと考えざるを得ないのです。井上の「家訓」は、「宗次郎幼主書置」を下敷きにして井上自身がまとめ

直したものと考え
いと判断できます。

て差し支えな

まぼろしの名ばかり残る世の中に
何とおもふははかなかりけり

一心は水に白玉くもりなし
ちりをひかすに心すませよ

有難や蓮花は今そひらけたり
法華海会の御法なるらん

今はたゞ心の底のひらけなは
いづくの空にちり雲もなし

とやかくもたゞまぼろしの世の
まこと徒くさざ菩提なりナリ

心すませば一世は安楽

井上の、簡潔に記すことに重きを置く士族の教養からすれば、宗岸の二四力条からなる「宗次郎幼主書置」はそのまま転載するにはあまりに長いので、中村家の家庭事情に関するする

部分をできるだけ削り取り、商いの一般的な理念に結びつくものを汲み出して、漢語を交えて新たに一二カ条に圧縮して書きあらためたと判断されます。したがつて宗岸の「家訓」として『近江商人』に載せられているものは、宗岸の「書置」の精神を井上政共が漢語的表現によつて簡潔に翻訳した、いわば明治の宗岸「家訓」です。その出来映えは宗岸の託した想いを見事に伝え、高い識見を示すものに昇華していることは、前掲した他国行商に関する両者の条文を読み比べただけでも十分でしょう。

たがつて宗岸の「家訓」として『近江商人』に載せられているものは、宗岸の「書置」の精神を井上政共が漢語的表現によつて簡潔に翻訳した、いわば明治時代の宗岸「家訓」です。その出来映えは宗岸の託した想いを見事に伝え、高い識見を示すものに昇華していることは、前掲した他国行商に関する両者の条文を読み比べただけでも十分でしょう。

したがって現代において、他国行商に関する明治の宗岸「家訓」をさらに簡略化して、取引は売買の当事者のみならず社会全体を利するものでなければならないという意味の「三方よし」として表現することは、近江商人の理念の非常に分かりやすい標語化といえると思います。

た。中でも大福帳は「本帳」、「大帳」とも呼ばれていたとおり、売買両帳や金銀出納帳を総括した最も重要な帳簿とされ、当主または主な使用人だけが取り扱い、商家によっては手代にすら秘密にするところがあつたといわれている。

大福帳式経営といえども、いかにも計画性や合理性に欠ける原始的経営をイメージしがちであるが、近江商人の帳簿組織の中でも進んでいたと考えられている日野町の豪商中井家等の場合は、今日でいう「総勘定元帳」として貸借対照表と損益計算書を含む複式簿記の構造をもっており、同時代の西洋の複式簿記に比しても何ら遜色のない水準に達していた。

ちなみに、日本六古窯のひとつである近江の信楽の里では、明治に入ると狸の置物が焼かれるようになる。商いは信用が第一であるが、狸が下げている大福帳は「世渡りは先ず信用が第一ぞ、活動常に四通八達」のシンボルとされている。

大福帳



五個荘町の近江商人博物館で開催される特別企画展のテーマである、塚本定右衛門は、文化九年（一八二二）に小町紅を持下り商品として、甲府に小間物問屋「紅屋」を開業しました。小町紅は携帯に便利で高価な商品で、紅を扱ったことで屋号を「紅屋」としています。定右衛門が商売の利益の多くを抛出し、地域社会のために貢献した事実は、勝海州の『水川清話』に多く残されていますが、定右衛門と塚本家の足跡を示す多くの資料も現存しており、今回の特別企画展には大きな期待が寄せられます。

「聚心庵」は定右衛門の生家で、平成四

塚本定右衛門 と 聚心庵

年に創業一八〇年を機に改築されました。この命名には創業以来の先人の徳を顕彰して、後世にその精神を伝え、人々の心をひとつに集め、さらなる発展をとの願いが込められています。

定右衛門が創業した「紅屋」は明治五年（一八七二）に東京日本橋に出店して塚本合名会社・塚本商店と組織を変更し、昭和二十七年（一九五二）には商標「ミューズ」を制定し、繊維製品の企画、製造販売を行うアパレル総合商社として経過していきました。そして、平成六年に現在の社名であるツカモト株式会社に変更されました。

てんびん棒

本年は蓮如上人の五百回忌の法要が各地で行われている。近江商人を生んだ滋賀県には、守山市にある金森縣所や堅田の本福寺など蓮如上人にゆかりの寺院が多く、また蓮如上人によって天台宗から改宗した寺院も多い。

近江商人はいずれも信仰の心が深く、商いの道は仏の心が大切であるという気持ちを持っていた。

自分が「商いをしている」のではなく、ここで「商いをさせていただいている」という気持ち持



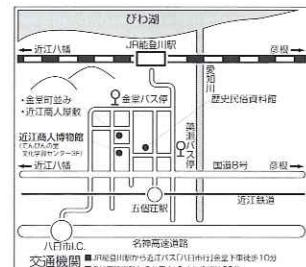
初代 塚本定右衛門肖像

「98年7月19日(日)～8月30日(日)

- 開館時間：午前9時～午後4時30分
- 休館日：月曜日・祝日の翌日
- 料金：大人／200円 小人／100円
- 協賛：ツカモト株式会社

近江商人博物館

〒529-1421 滋賀県神崎郡五個荘町竜田583番地
TEL:0748-48-7100
FAX:0748-48-7105
URL <http://www.biwa.or.jp/~tenbinst/>



著者 渡辺一雄
発行所 実業之日本社
定価 1680円（税込）
「売り手よし 買い手よし 世間よし」



会社再生の貴重な着眼点が
ついに明らかに!!

伸びて育生した木様事。説く。著者名古屋本店の
逆風を乗り切り、再浮上を図る手がかりと、著者は、
近江商人が堅持してきたビジネス手法に発見した。

著者は、永年大丸百貨店に勤務されており、在社中より作家活動をされ、「百貨店の消える日」などの実務体験を通しての著作に定評がある。お生まれが京都であることも影響して、著作にはたびたび近江商人の事例が登場するが、今はとくに近江商人の商法からの著作独自の現代の小売業に対する著作となる。

新刊紹介

著者は、永年大丸百貨店に勤務されており、在社中より作家活動をされ、「百貨店の消える日」などの実務体験を通しての著作に定評がある。お生まれが京都であることも影響して、著作にはたびたび近江商人の事例が登場するが、今はとくに近江商人の商法からの著作独自の現代の小売業に対する著作となる。